

第7回大阪労働局公共調達監視委員会議事概要

開催日及び場所	平成23年2月4日（金）大阪合同庁舎第2号館 8階 第1会議室	
委員（敬称略）	委員長 玉井 金五 大阪市立大学大学院経済学研究科教授 委員 岩本 洋子 弁護士 委員 河津 茂行 税理士	
審査対象期間	平成22年4月1日～平成22年9月30日契約締結分	
抽出案件	5件 内訳 （公共工事） ・ 随意契約で新規案件のもの 1件 （物品・役務） ・ 競争入札で落札率が最も低いもの 1件 ・ 随意契約で建物賃貸借料に係るもの 1件 ・ 随意契約で企画競争の参加者が1者しかないもの 1件 ・ 随意契約で事業委託契約に係るもの 1件	
報告案件	0件 （備考）「報告案件」とは、監視委員会において不適切等と判断され、意見の具申又は勧告がなされたもの。	
審議案件	5件	
委員からの意見・質問 に対する回答等	意見・質問	回 答
	下記のとおり	下記のとおり

意見・質問	回 答
「設置要綱第6条に基づき抽出された審議案件の審議」	
【審議案件1】 公共工事において随意契約で新規案件のもの （競争入札） 堺筋本町ビル4階・6階原状回復及び6階間仕切壁撤去工事 （契約の概要） 大阪キャリア交流プラザ退去に伴う原状回復及び間仕切壁撤去工事	

意見・質問	回 答
<p>審議案件1は、従来から審議してきている賃貸人から業者の指定がなされている案件です。</p> <p>入札、契約手続きの状況等について説明してください。</p>	<p>審議案件1は、堺筋本町ビルの原状回復工事で、ここには、大阪キャリア交流プラザという施設が入居しておりました。当該施設が、21年度末で廃止になったため原状回復工事を行いました。</p> <p>契約については、賃貸人が指定する業者との随意契約です。原状回復工事はビル指定の業者以外では承諾できないということから、1者との随意契約ということになっています。</p> <p>第5回の当委員会で「他の業者の見積書等を取って、その工事金額が高くないということを確認してはどうか」とのご意見をいただきました。その後、他の業者から見積書を取り確認しましたが、他の業者の見積書の方が高かったという結果でした。その業者の話では、一般論ですが、ビルの指定業者以外の業者がビル設備の工事を実施する場合には、一から図面を調査する必要があり、指定業者に比べて手間がかかるため、ビルの指定業者以外がビルの工事を行うということは、ほとんどないということでした。</p> <p>今後、賃貸人の指定業者が複数あるのか、1者だけなのか、指定業者が出した見積もり内容について、設計事務所に委託して検証依頼をするなど、説明をきちんとできるようにしていきたいと考えています。</p> <p>予定価格の積算については、過去のビル工事の実績を勘案しながら、建築コストやインターネット等で調べた情報に基づき算定しています。</p>

<p>民間が借りる場合、仮に1ヶ月の賃貸借料が100万円とすると、敷金や権利金を賃貸人に1,000万円くらい預けることになろうかと思うのですが、公共団体とか国が借りる場合は、敷金や権利金は預けません。敷金や権利金を預けないことと原状回復工事が指定業者になっていることとの関係を考えないといけないのではないかと思います。</p> <p>民間では、いくらかの敷金や権利金を入れて、出て行くときは、その範囲内で原状回復工事をやっているはずですが、それより、国が高いお金を払ってないかということだと思います。</p>	<p>民間会社が借りる場合に必要な敷金や権利金の額を事前に確認し、原状回復工事費用との比較が可能かどうかも含めて検討させていただき、今後も適正な工事等の執行ができるよう努力してまいります。</p>
<p>【審議案件2】競争入札による物品・役務等で落札率が最も低いもの (随意契約) 長期失業者支援事業委託 (契約の概要) 長期失業者支援事業の委託</p>	
<p>意見・質問</p>	<p>回 答</p>
<p>予定価格と落札価格の差が大きすぎるので、これは仕様書を読み間違えたのかと思いましたが、低入札調査は既に終わっておられますし、適正であるということは検討されたと思いますが、入札、契約手続きの状況等について説明してください。</p>	<p>民間職業紹介事業者のノウハウを活用した支援をおこなって、対象者が早期に就職することを目的として、21年度第2・四半期から始まった事業です。昨年度は中央職業能力開発協会において一般競争入札を行い、大阪地域での実施については、A社で事業展開をしていました。</p> <p>次に、入札・契約手続き状況ですが、予定価格より非常に低い金額での落札となっています。5者が入札参加したのですが、3者が書類不備のため入札が無効となり、結果、2者での競争となりました。</p> <p>予定価格は、平成21年度の委託先A社での実績をもとに算出した金額としています。</p> <p>これは、支援対象者を何名支援したかという実績に見合っただけの支払いをする契約となっています。入札の結果、支援開始者の一人あたりの単価が昨年度より、かなり下がったということになります。</p>

<p>これは、実績別に支払うのですね。</p>	<p>実績別に支払いをします。</p>
<p>支払・実績ベースで見た場合、非常に小さい金額になるということがあるのですね。</p>	<p>そういう可能性はあります。 支援開始者の人数に一人あたり契約単価額を乗じて支給します。受託者の職業紹介機関を通じて就職した場合には、消費税抜きですがプラス1万円、なおかつ6ヶ月以上定着した場合には、さらにプラス1万円を支払うこととなります。</p>
<p>実績ベースで支払うとすれば、どんどん実績が小さくなった場合、最終的に当初予定していた予算が残ることになります。執行面では、それは必ずしも望ましいことではないと思います。第3・四半期終了時点で実績に対する支払予定金額は、契約金額の50%以下ですね。あと、第4・四半期しか残っていませんよね。</p>	<p>当該契約は、国庫債務負担ということで複数年度契約となっています。 支援の対象期間は、第4・四半期につきましては1月から開始となりますので、就職されて6か月以上定着となりますと、年度をまたぎますので、契約期間は、22年度での支払いと23年度での支払いがでてくる関係で、複数年度契約となっています。当契約金額は、全体の金額です。</p>
<p>一人を就職させるために、いったいいくらのコストがかかったのか。結論から見た場合、当然問題になるわけですが、当委員会の提案としたら、本案件のような予算が非常に多くて契約金額が非常に少ないものについては、決算を見てくださいということになるのでしょうか。</p>	<p>ご意見のとおりになるかと思います。</p>
<p>【審議案件3】、物品・役務の随意契約で建物賃貸借料に係るもの (競争入札) ハローワークプラザ枚方セミナールーム建物賃貸借料 (契約の概要) ハローワークプラザ枚方セミナールームの建物賃貸借</p>	
<p>意見・質問</p>	<p>回 答</p>
<p>審議案件3は、同一の賃貸人A社との賃貸借契約が4件あり、継続的に契約しているのに、物件が違うだけで4件それぞれ個別に契約する必要はあるのだろうか、一括契約することによる集約効果で、年間契約額が下がるのではないかという素朴な疑問があります。</p>	<p>「ハローワークプラザ枚方セミナールーム建物賃貸借料」につきましては、平成17年度より契約締結しています。ハローワーク枚方の近くにあり、基本的にハローワークの業務をハローワーク枚方本所だけでやっていくのが一番いいのですが、極めて狭隘な庁舎であり、人口が非常に増加していることも加わり、狭隘解消のために本所近くの同一ビル内でA社と4件の賃貸借契約を締結しております。分割しての契約</p>

	<p>は不自然になりますので、ご指摘のとおりだと思います。</p> <p>A社との賃貸借契約につきましては、来年度より一本の契約で締結できるよう昨年11月に交渉しています。併せて、値下げ交渉も行っています。ただ、現在のところ交渉中で結論は出ていません。</p>
<p>4件の同一の賃貸人A社との賃貸借契約を次年度以降は一本化するように交渉されており、その結果が結びつくかどうかはわかりませんが、そのような交渉されているという方向性は非常にいいと思います。</p>	<p>結果的に、賃貸人がすべてA社となり、同一ビル内での増床で所在地も一ヶ所であるため、本来、今年度のうちに一括して契約を結べればよかったと思っています。</p> <p>ちなみに、A社との賃貸借契約につきましては、平成18年度の賃貸借料交渉の結果、6%程度下がっています。それから数年経っていますので、改めて交渉しているところです。</p>
<p>物品・役務の随意契約で「建物賃貸借料」に係る契約についてみた場合、「審議対象一覧」の中に45件あり、すべて落札率が100%になっています。</p> <p>代替性のない土地・建物の場所であり、十分な市場調査をした上で予定価格をたて、結果的に落札率が100%になったということは十分に理解できるのですが、値下げ交渉した結果、例えば、床フロア面積が広がったけれども同額を維持することができたとか、平米あたりの単価が下がったとか、昨年賃貸借料と比較して契約金額が下がったといった案件はありますか。</p>	<p>予定価格の積算につきましては、昨年度に比べて今年度の賃貸借料が減額されている契約も数カ所あります。ただ、その契約についても落札率が100%になっております。当局が継続して借りている賃貸人に対しては、事前に賃貸借料の交渉を行い、合意した金額を予定価格としていますので、結果的にすべて100%になっているのが実情です。</p> <p>ちなみに、昨年度と比較して22年度に賃貸借料が一番下がった案件は、ハローワークプラザ泉北の賃貸借料で、平成21年度末に狭隘解消のため若干増床しました。当然、今年度の契約額は昨年度契約額より増えていますが、坪単価は約13%の減額になっています。</p> <p>賃貸借料の交渉の結果、減額されている契約があるのに、落札率がほぼすべて100%でホームページでも掲載していますので、来年度については、予定価格の掲載について検討をさせていただきます。</p>

<p>3年契約だと長く借りるから安くなりませんか と交渉できますが、国の契約は1年契約ですので、 値下げ交渉をする方としても非常に厳しいですよ ね。</p>	<p>そのとおりです。非常に厳しいです。</p>
<p>【審議案件4】 随意契約による物品・役務で企画競争の参加者が1者しかないもの (競争入札) 平成22年度地域産業保健センター事業委託 (契約の概要) 地域産業保健センター事業の委託</p>	
<p>意見・質問</p>	<p>回 答</p>
<p>審議案件4は、過去にも審議した案件ですが、 これまでは、監督署管轄単位で13の団体と契約 を締結していましたが、今回の契約は、より上部 の団体Aと契約をしています。労働局対応の窓口 は団体A一本になり、契約も一本で済みます。 昨年度の13の団体と契約をした場合と比べて 多少でも集約効果といいますか、金銭的な効果が ありましたか。ほかの契約にも波及できればいい なと思います。</p>	<p>契約につきましては、より競争性、透明性を 担保する必要があるのではないかと考え、今年 度よりこれまでの公募方式から企画競争方式に 変更しました。さらに、大阪全体を統括できる ような形で1者に集約するような仕様にし、企 画競争を行いました。 結果、団体A1者のみ企画書の提出があり、 適正であるとの判断で契約を行った次第です。 事業内容そのものは昨年度とほぼ変更はありま せん。 契約金額は、昨年度の13団体の合計額とほ ぼ同額ですが、わずかですが増えています。</p>
<p>受注側としても人選や事務などがやりやすいと 思います。 監督署管轄の医師でないとだめですよと言われ たら、手薄になりますよね。A監督署管内で受注 したから、A監督署管内の医師でないとだめです となったら、すぐ隣のB監督署管内の医師が対応 することができなくなります。 契約金額はともかく、集約するってことには意 味があると思います。セグメントになっているよ り機動性があると思います。当該管轄の医師が手 薄な場合、他の監督署管轄の医師が対応できます よね。</p>	<p>対応できます。基本は監督署管轄となってい ますが、他の監督署管轄でもお断りはしていま せん。</p>
<p>この案件も上限値が契約金額になるのですよね。</p>	<p>そのとおりです。しかし、精算確定というこ とになります。</p>

【審議案件5】 随意契約による物品・役務で事業委託契約に係るもの

(競争入札) 障害者就業・生活支援センター事業委託

(契約の概要) 障害者就業・生活支援センター事業の委託

意見・質問	回答
<p>審議案件5は、物品・役務の随意契約のうち「事業委託」について、「障害者就業・生活支援センター事業委託」については、18件の契約をしています。</p> <p>当該事業は、なければならない支援事業であることはわかっていますが、本来、当委員会の中で審議すべきことではないかもしれませんが、適正な契約締結であるかを検討するにあたっては、グロス単位での支援センターの事業効果の把握はしているか、費用対効果や事業効果の結果をみて契約をしているかなど、事業仕分け的な範囲の話がありますが意見交換してはどうかと思います。</p>	<p>契約につきましては、厚生労働省による委託要綱において、障害者就業・生活支援センター事業は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」第33条の規定により、大阪府知事から障害者・生活支援センターに指定され、かつ当該地域における本事業を行う者として大阪府知事から推薦された団体に委託して実施することとされています。また、大阪府障害保健福祉圏域に政令市の大阪市と堺市の福祉圏域を加えた区分は、大阪では18ヶ所あり、その18ヶ所の福祉圏域の中で、「障害者の雇用の促進等に関する法律」第33条の規定に該当する障害者就業・生活支援センターを1ヶ所設置することとしており、1者との随意契約として18団体との委託契約となっています。</p> <p>予定価格につきましては、本省の当該事業委託に係る総予算の範囲内で各センターの配賦額が提示され、事業実施計画書・事業費積算内訳書の提出を求め、提出された計画書や事業費積算内訳書の内容を市場価格や他の委託事業の実績に照らし審査し、適正であるものを予定価格としています。</p>
<p>事業仕分け的な側面になりますが、受け皿ありきの事業ですね。そこしかできない事業なのかという疑問が残ります。資格審査がそんなに厳しいとしたら当然最初から競争原理が働くはずありませんし、大阪府知事が指定しているというのが前提になってくると選択の余地が全くないわけですね。</p>	<p>「障害者の雇用の促進等に関する法律」第33条の規定に基づく大阪府の規定により選定し、指定した団体が18の団体に委託することとされています。</p>

<p>知事が50ヶ所指定して、競争原理を働かせればいいと思うのですが、現在のやり方では、全く競争原理が働かないということになりますね。</p>	<p>競争原理を働かせた方がいいものであれば、ご意見のとおりかもしれません。</p> <p>障害のある方の就労支援との観点から、安易にどこにでも委託するのはどうかということもあります。また、障害のある方の就労支援は、就職させたらそれで終わりというものではなくて、長期にわたり継続的に支援を行う必要があります。</p> <p>まさに事業仕分け的視点とはそういうことだと思いますが、多分そういった競争原理よりも、全体に行政に近いような事業を委託するという意味からすると、その適正性が最優先される仕組みになっていて、法律で一定の基準を定めているものだと思います。</p>
<p>この事業委託は、執行する代わりに何らかの結果を求めるものではないのですね。もともと仕組みがそうなっているから、それに則って粛々と契約をこなして事業を遂行するしかないという案件なのですね。</p>	<p>それぞれの障害者就業・生活支援センターの実績を見ると、目標もきちんと達成しています。</p> <p>21年度の実績で申しますと、目標はさまざまありますが、障害のある方の就労支援ということで説明しますと、原則、1センターあたり年間10名の障害のある方を就職させていく目標があります。昨年度、大阪全体の就職実績は630人であり、1施設平均35人の方が就職されています。</p> <p>20年度の全国集計ですが、就職後の定着率は、支援対象者が就職して半年以上定着している率は77.7%、1年以上になりますと、68.8%です。この数字の是非はあるかもしれませんが、我々としては大きな成果が上がっているものと認識しております。</p>
<p>今回抽出しました5件を審議いたしました。すべて適正であると判断いたします。</p>	